

第百六十四回国
参議院環境委員会
會議録
第十一号

平成十八年五月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十日

辞任

小泉 昭男君
山本 保君

補欠選任

矢野 哲朗君
加藤 修一君

出席者は左のとおり。

委員長 福山 哲郎君
理事 関口 昌一君
橋本 聖子君
岡崎トミ子君
鰐淵 洋子君

委員

大野つや子君
狩野 安君
真鍋 賢二君
大石 正光君
小林 元君
谷 博之君
広野ただし君
加藤 修一君
草川 昭三君
市田 忠義君

国務大臣

環境 大臣

小池百合子君

副大臣

環境 副大臣

江田 康幸君

大臣政務官

環境大臣政務官

竹下 亘君

事務局側

常任委員会専門員

洪川 文隆君

本日の会議に付した案件

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(福山哲郎君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、山本保君及び小泉昭男君が委員を辞任され、その補欠として加藤修一君及び矢野哲朗君が選任されました。

○委員長(福山哲郎君) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小池環境大臣。

○国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。

このため、平成六年三月に発効した気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき平成九年十二月に採択された、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が昨年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出しました。

我が国は、温室効果ガスの総排出量を平成二十年から平成二十四年までの期間に平成二年度と比較して六%削減するとの京都議定書に基づく約束

を達成するため、昨年四月に京都議定書目標達成計画を閣議決定いたしました。同計画においては、国内の産業部門、運輸部門、民生部門その他の部門における温室効果ガスの排出削減対策及び森林管理等の国内の吸収源対策を徹底して行うことはもとより、これらに加え、国内対策を補完するものとして、他国における温室効果ガス排出削減等を算定割当量として自国の約束達成に利用できる京都メカニズムを活用することとしております。

諸外国においても、京都メカニズムの活用のための国内制度づくりが進められており、平成十八年度中にはそれらの国が排出削減量を取得し始める見込みです。

このような状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定め、かつ、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化する必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国の責務として、京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずることを追加いたします。

第二に、京都議定書目標達成計画の規定事項として、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を追加いたします。

第三に、環境大臣及び経済産業大臣が割当量口座簿を作成し、当該口座簿上で政府及び国内の法人の算定割当量の取得、保有及び移転を行うこととするほか、算定割当量の移転について割当量口座簿上の記録をもつて当該移転の効力発生要件とするなど、算定割当量の取引の安全が確保されるよう規定を整備いたします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(福山哲郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十三分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則(第二十九条―第三十三条)」を「第六章 割当量口座簿等(第二十九条―第三十三条)」を「第七章 雑則(第四十二条―第四十七条)」を「第八章 罰則(第四十八条―第五十条)」に改める。

四十一条」に改める。

第二条に次の一項を加える。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条に規定する割当量

二 京都議定書第三条に規定する純変化に相当する量の割当量

三 京都議定書第六条に規定する排出削減単位 四 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量 五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三十条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量 第三十条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三十条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。 第七条中「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書以下「京都議定書」という。」を「京都議定書に改める。 第八条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。 八 第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項 第二十一条の十中「第三十条の三」を「第四十五条に、「第三十一条の二」を「第四十七条」に改める。 第三十三条を削る。 第三十二条の前の見出しを削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。 一 第二十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第六章中第三十一条の二を第四十七条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。 第八章 罰則 第四十八条 第三十二条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の	罰金に処する。 2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。 第三十一条を第四十六条とする。 第三十条の三第一項中「これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。」を削り、同条を第四十五条とする。 第三十条の二を削り、第三十条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。 (手数料) 第四十四条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 一 第二十一条の六第一項のファイル記録事項の開示を受ける者 二 第三十二条第三項の管理口座の開設の申請をする者 三 第三十四条第二項の振替の申請をする者 四 第四十条の書面の交付を請求する者 第二十九条を第四十二条とする。 第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。 第六章 割当量口座簿等 (割当量口座簿の作成等) 第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定(以下「国際的な決定」という。)に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を行うための口座(以下「管理口座」という。)を開設するものとする。 2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するものとする。	(算定割当量の帰属) 第三十条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。 (割当量口座簿の記録事項) 第三十一条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。 一 国の管理口座 二 国内に本店又は主たる事務所(以下「本店等」という。)を有する法人(以下「内国法人」という。)の管理口座 2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名称(当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。)ごとに区分する。 3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。 一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項 二 保有する算定割当量の種別(第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。)ごとの数量及び識別番号(算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局(以下「事務局」という。)により付された文字及び数字をいう。以下同じ。) 三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨 四 その他政令で定める事項 (管理口座の開設) 第三十二条 算定割当量の管理を行うとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。 2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。 3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。	4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。 5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。 6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。 (変更の届出) 第三十三条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。 2 前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。 3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。 (振替手続) 第三十四条 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。 2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。 3 前項の申請をする口座名義人(以下「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
---	---	--	--

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(次号に規定する場合を除く。以下「振替先口座」という。)

三 京都議定書の他の締約国(以下「他の締約国」という。)に存在する口座への算定割当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名及び当該振替により増加の記録がされるべき口座

四 第二項の申請があつた場合には、前項第三号に規定する場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

五 申請人から第三項第三号に掲げる事項を示す申請があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該他の締約国及び事務局に対し当該振替に係る通知を発するとともに、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の同項第一号の算定割当量についての減少の記録をするものとする。

六 他の締約国又は事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があつた場合には、国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

七 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第三十五条 算定割当量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

二 他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、同項の増加の記録を受けたものとみなす。

(質権設定の禁止)

第三十六条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

(算定割当量の信託の對抗要件)

第三十七条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第三十一条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

(保有の推定)

第三十八条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

(善意取得)

第三十九条 第三十四条(第六項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に善意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第四十条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(環境省令・経済産業省令への委任)

第四十一条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

附則
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正でトラバサミ・ククリワナの全面禁止を行うことに関する請願(第一五七号)

(第一五八号)(第一五九号)

一、アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願(第一五七号)

(第一五八号)(第一五九号)

一、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正でトラバサミ・ククリワナの全面禁止を行うことに関する請願(第一六〇号)

第一五七号 平成十八年四月二十一日受理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正でトラバサミ・ククリワナの全面禁止を行うことに関する請願

請願者 愛媛県松山市住吉二ノ七ノ二二
廣川美恵 外千名
紹介議員 福本 潤一君
この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

第一五四九号 平成十八年四月二十一日受理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正でトラバサミ・ククリワナの全面禁止を行うことに関する請願

請願者 北海道帯広市西十八条南五ノ一ノ二 吉田きゆり 外千名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

第一五七八号 平成十八年四月二十四日受理

アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願

請願者 石川県金沢市大野町四ノルノ一ノ一 柿崎慶治 外五百三十八名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

第一五七九号 平成十八年四月二十四日受理

アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願

請願者 和歌山県田辺市新庄町一、八七二 千葉博也 外五百三十八名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

第一五八〇号 平成十八年四月二十四日受理

アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願

請願者 東京都小金井市東町五ノ一六ノ八 西橋幹治 外五百三十八名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

第一五八一号 平成十八年四月二十四日受理

アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願

請願者 北海道砂川市日の出一条南一二ノ二四ノ六 美濃又智磨 外五百三十八名

第三

第十一部 環境委員会会議録第十二号 平成十八年五月十六日【参議院】

第三

紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第八一号と同じである。	補償に関する請願 請願者 埼玉県北本市中丸六ノ四五 諸川 精治 外五百三十八名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第八一号と同じである。		
第一五八二号 平成十八年四月二十四日受理 アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願 請願者 千葉県流山市南流山七ノ一ノ一 五 池田光雄 外五百三十八名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第八一号と同じである。	第一六〇〇号 平成十八年四月二十五日受理 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正でトラバサミ・ククリワナの全面禁止を行うことに関する請願 請願者 埼玉県川口市中青木三ノ一〇ノ四 五ノ二〇一 小林朋子 外千九十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一二七一号と同じである。		
第一五八三号 平成十八年四月二十四日受理 アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願 請願者 大阪府枚方市朝日丘町二ノ一ノ一 一、五〇四 松井由紀子 外五百三十八名 紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第八一号と同じである。			
第一五八四号 平成十八年四月二十四日受理 アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願 請願者 北海道根室市敷島町二ノ四ノ一 北村和彦 外五百三十八名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第八一号と同じである。			
第一五八五号 平成十八年四月二十四日受理 アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願 請願者 沖縄県南城市佐敷町字佐敷一、五 三九ノ一八五 樋口薫 外五百三十八名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第八一号と同じである。			
第一五八六号 平成十八年四月二十四日受理 アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願			